

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目 次

- ◇告 示 都市計画事業の認可
道路の位置の指定
- ◇公安告示 道路交通の規制に関する規程の一部改正
- ◇正 誤 昭和四十六年十月二十六日付鳥取県公報中訂正

告 示

鳥取県告示第八百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画駐車場事業
- 二 万能町駐車場

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

米子市万能町

鳥取県告示第八百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十六年十月二十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

- その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市青葉町三丁目一〇二一 有限会社	鳥取市田園町三丁目一〇〇ノ一一	幅員 四・五〇メートル
田中不動産	〇〇ノ一二	五・〇〇メートル
代表取締役 田中 宣二	二〇〇ノ四の一部	延長 一四五・五〇メートル
	二二七ノ四	
	二一八の一部	
	二一八ノ二	
	二五五	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十九号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十六年十一月二日から施行する。

昭和四十六年十一月二日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

別表第二の二の4を次のように改める。

4	市道瑜伽堂 横線	角盤町一丁目 三番先から同地 内六三番先まで の間	一〇〇	角盤町方 向から紺 屋町方向 （車両（軽 車両を除 く。）を 除く。）	”
---	-------------	------------------------------------	-----	---	---

別表第二の二中17を削り、18を17とし、19を18とする。

別表第二の五の2中「終日」を「六時から一八時まで（日曜日及び祝日にについては禁止しない。）」に改める。

別表第五の一中188を189とし、161から187までを一つ繰り下げ、160の次に

161として次のように加える。

161 菖蒲三三七番先

別表第五の二の49を次のように改める。

49 ” 一六三番先 二 明治商事前

別表第五の二の180を次のように改める。

180 ” 三三〇番九先四差路 三 春日入口

別表第五の二中201を203とし、198から200までを一つ繰り下げ、200の前に

199として次のように加える。

199 ” 一、二九八番先 一 松本方前

別表第五の二中197を198とし、182から196までを一つ繰り下げ、181の次に

182として次のように加える。

182 ” 三二七番先 一 大昭農工機前

別表第五の三の23を次のように改める。

23 旭田町八九番先十字路 四 旭田町交差点

別表第五の三中66を67とし、58から65までを一つ繰り下げ、57を次のように改める。

58 ” 三五一番一先十字路 四 竹田橋東詰

別表第五の三中56を57とし、50から55までを一つ繰り下げ、49の次に

50として次のように加える。

50 ” 一番先 一 おかもと商店前

別表第五の六中105を107とし、78から104までを二ずつ繰り下げ、77の次に78及び79として次のように加える。

78 " 七二三番先 一 智頭農林高等学校裏門先

79 " 一、七八四番先 一 岩神部落入口

別表第五の八中83を84とし、14から82までを二ずつ繰り下げ、13を次のように改める。

14 " 五九〇番一先 一 橋谷方前

別表第五の八中12の次に13として次のように加える。

13 東郷町大字松崎六〇一番先 一 前田方前

別表第五の九の5を次のように改める。

5 " 大字法勝寺三〇六番先十字路 四 信号機設置

別表第五の九中55を56とし、45から54までを二ずつ繰り下げ、44を次のように改める。

45 " 四九番二先 一 ほうき橋西側

別表第五の九中43の次に44として次のように加える。

44 " 大殿地内伯耆橋東十字路 一

別表第七の二の(六)の8を次のように改める。

8 " 用瀬町大字宮原一三五番一先から同町大字樟原三〇番先までの間 一、二〇〇〇 " "

別表第七の二の(六)中28を30とし、12から27までを二ずつ繰り下げ、11を次のように改める。

13 県道智頭佐用線及び智頭停車場京町線 智頭町大字智頭一、〇五六番三〇番一先までの間 八三〇〇 " "

別表第七の二の(六)中10の次に11及び12として次のように加える。

11 " 智頭町大字奥本六九三番一〇先から同大字八〇五番九先までの間(ただし岡山県方向に向かう場合を除く。) 八〇〇 高速車及び中速車 四〇

12 " 智頭町大字智頭二、五八七番二先から同大字地内京橋南詰までの間 六〇〇〇 " "

別表第八の六中12を15とし、9から11までを三ずつ繰り下げ、8を次のように改める。

11 " 智頭町大字智頭二、五八七番二先から同大字京橋西詰までの間 六〇〇〇

別表第八の六中7の次に8から10までとして次のように加える。

8 一般国道五三号 智頭町大字奥本六九三番一〇先から同大字八〇五番九先までの間(ただし岡山県方向に向かう場合を除く。) 八〇〇〇

9 " 智頭町大字三吉六二五番内一先から同大字五〇二番四先までの間 四〇〇〇

10 " 智頭町大字山根七一二番一先から同大字五〇八番先までの間 二〇〇〇

別表第十の二の32を削り、33を32とし、34か133までを二ずつ繰り上げ、

134を削り、135を133とし、136から153までを二ずつ繰り上げる。

別表第十の三の7及び8を削り、9を7とし10から23までを二ずつ繰り上げ、24及び25を削る。

別表第十の五中12を13とし、4から11までを二ずつ繰り下げ、3の次に4として次のように加える。

4 " 一、八九六番一先

沢田方横

別表第十の六中62を64とし、59から61までを二ずつ繰り下げ、61の前に60として次のように加える。

60 " 一、七八七番一先

岩神部落出口

別表第十の六中58を59とし、42から57までを二ずつ繰り下げ、41の次に42として次のように加える。

42 " 護岸先

用瀬橋東詰北側

別表第十の八中42を削り、43を42とし、44から65までを二ずつ繰り上げる。

別表第十の九中3及び4を削り、5を3とし、6から49までを二ずつ繰り上げる。

別表第十一の三中25を26とし、2から24までを二ずつ繰り下げ、1を次のように改める。

2 " 駄経寺町七五番
先から住吉町一
一三番七先まで
の間

五五〇 " "

別表第十一の三に1として次のように加える。

1 一般国道一
七九号 円谷四二番四先
から米田町一六
五番先までの間

七〇〇、
車両(二輪
及び軽車両
を除く。) 終日

別表第十一の六の6を次のように改める。

6 一般国道五
三号 智頭町大字智頭
二、五八七番二
先から同地内錦
橋東詰南側まで
の間

九五〇 " "

別表第十一の六中11を12とし、7から10までを二ずつ繰り下げ、6の次に7として次のように加える。

7 " 用瀬町大字宮原
一三五番一先か
ら同町大字樟原
三一〇番先まで
の間

一、二〇〇 " "

別表第十一の八中14を15とし、12及び13を二ずつ繰り下げ、11の次に12として次のように加える。

12 県道倉吉青
谷線 東郷町大字旭一
一六番先から同
町大字松崎三五
五番一先まで
の間の東郷池側

三八八 " "

別表第十一の八に16として次のように加える。

16 町道松崎田
畑線 東郷町大字松崎
三五八番六先か
ら同町大字中興
寺官有無番先ま
での間

一一八 " "

別表第十一の九の3を次のように改める。

3

県道米子大
山線(バイ
パス)を
含む。及
び大山溝
口線

大山町大
山本原
九大本
林から
小班
先八
横手
上二
内番
地先
ほま
地先
番の
間

一、六〇〇

〃

〃

正

誤

昭和四十六年十月二十六日付鳥取県公報中誤りがあつたので、訂正する。

頁

誤

正

一頁から八頁まで

第4276号

第4288号